

回 覧							

たるみず 農業委員会だより

No.49



農業委員とカトリック垂水幼稚園のみなさん



耕作放棄地解消事業（浜平地区）

6月9日、農業委員会の皆さんとカトリック垂水幼稚園の園児がトウモロコシの収穫を行いました。この取り組みは、耕作放棄地の再生を目的とし、毎年農業委員会が行っている事業で、今年の上野台地の浜平地区の畑（約1,500㎡）でトウモロコシを作付けしました。今年は予想以上にトウモロコシが収穫できたため、幼稚園だけでなく、市内小中学校、医療・介護・福祉施設にも農業委員等が配布し、たくさんの方に喜ばれました。

【発行元・お問合せ先】
 垂水市農業委員会事務局
 鹿児島県垂水市上町114番地（垂水市役所内）
 TEL: 0994-32-1205
 FAX: 0994-32-6625

令和4年度 全国農業委員会会長大会

5月31日、東京都内で全国農業委員会会長大会が開催され、葛迫 巧 農業委員会会長が参加しました。本大会が会場に参集して開かれるのは3年ぶりで、検温やマスクの着用などの感染症対策を徹底しての開催となりました。大会後は国会議員会館にて森山 裕 衆議院議員や野村 哲郎 参議院議員など鹿児島県選出の国会議員5名と意見交換を行いました。

タブレット端末導入（情報収集等業務効率化支援事業）

国の補助事業で農業委員会に5台のタブレット端末を導入しました。今までは紙地図により現在地を把握してきましたが、タブレットによるGPS機能で現在地を正確に把握することができます。また、写真の記録も写真だけではどの農地か特定するのが困難でしたが、現地で撮った写真と農地を結びつける機能も搭載しており、管理労力を大幅に削減することができます。



タブレットとドローンで現地調査



タブレットで耕作放棄地を撮影

農地情報（eMAFF農地ナビ）（eMAFF:農林水産省共通申請サービスの通称）

全国農業会議所が提供する「eMAFF農地ナビ」を閲覧することができます。新しく農業を始める方や農業の規模拡大を希望する際など「eMAFF農地ナビ」をご活用ください。



eMAFF農地ナビの画面

閲覧できる主な情報

- ・農地の所在、地番、地目及び面積
- ・貸借権等の種類、在続期間
- ・遊休農地の措置の実施状況
- ・農振法、都市計画法等の区域区分



QRコード

URL: <https://map.maff.go.jp/>

農地に住宅や施設を建てようとする前に相談

「農地に住宅を新築したい」「農業用施設を建設したい」という方はまず農業委員会と農林課に相談してください。自分や家族名義の土地に住宅や畜舎・倉庫などの農業用施設の建設準備を進めていたが、その土地が農地(田・畑)であったために関係する法手続きを終えるまで着工できないという事例が多くあります。

農振法【農林課】

建設予定地が農業振興地域整備計画の農用区域に含まれている場合、用途変更や除外の申請が必要です。申請内容によっては、許可までに数か月を要することがあります。農振法の許可は、農地の転用を申請するためにも必要となりますので、早めに農林課の窓口でご相談ください。

農地法【農業委員会】

農地は、たとえ自分の土地であっても自由に宅地等に転用することはできません。転用申請は、許可になるまで最短でも1ヶ月程度を要します。また、金融機関の残高証明や融資証明も必要となりますので、余裕を持って早めに農業委員会の窓口でご相談ください。

※許可を受けずに転用した場合は罰則があります(農地法第64条、第67条)。

3年以下の懲役または**300万円**(法人は**1億円**)以下の罰金

農地パトロールとヤミ小作

農地法の規定により毎年1回、市内全域の農地利用状況を農業委員等が調査することが義務付けられています。この法律に基づき、毎年、農業委員会では農業委員等により農地パトロールを実施しており令和4年度は8月に実施し、市内の農地が適正に管理されているか、無断転用がないか等調査しました。

利用権設定や**農地中間管理事業**等によらない農地の貸借、権利の移動、いわゆるヤミ小作は、貸し手(所有者)と借り手(耕作者)の互いの承諾だけのため、法律による保護を受けない契約です。そのため、貸し手(所有者)が相続等で変更したり、借り手(耕作者)が勝手に他の人に貸したりトラブルが多数発生しています。

また、ヤミ小作されている農地の面積は、農業委員会の台帳には反映されませんので、正確な耕作面積を把握できません。農地法違反にもなりますので、農地の貸借は必ず法的な手続きをお願いします。

○農地の貸し借りの手続きをしていない農地(ヤミ小作)とは

- ・昔から口約束だけで、貸して(借りて)いる農地
- ・親戚、知人という信頼だけで、貸して(借りて)いる農地
- ・面倒なので、手続なしで貸して(借りて)いる農地 など

令和4年度農作業標準賃金及び農作業料金

令和4年度農作業標準賃金及び農作業料金を下表のとおり定めました。ただし、あくまでも標準の金額ですので、作業内容や条件等、お互いによく話し合いの上、金額を決めてください。

耕賃、刈取、脱穀、籾乾燥は10アール当たりの単価です。

区分	種類		単価	備考
賃金	一般賃金 (8時間)	最高	—	賄いなし 最低賃金が県最低賃金を下回った時は、県最低賃金の額と同一とする。
		最低	6,568円	
耕賃	耕起・耕耘のみ		7,200円	県最低賃金R3.10.2改定 時間額821円
	深耕(プラウ)		7,200円	
	プラソイラー		6,200円	
	サブソイラー	ハウス	7,200円	
		露地	6,200円	
	代かきのみ		9,000円	水田のみ
	耕起から代かき		16,000円	
	機械田植え		8,500円	
耕起から田植え		24,500円		
刈取	水 稲		8,200円	ヒモ代込み※条件が悪い農地は割増
脱穀	水 稲	ハーベスター	9,300円	結束つき
			7,700円	結束なし
		コンバイン	33,000円	刈り取りから籾乾燥まで ※条件が悪い土地は割増
籾乾燥	水 稲		15,400円	
その他作業	薬剤散布 (10a当たり)	粉剤	2,600円	農薬代含まず
		液剤	3,100円	
	畦 畔 作 業		52円	1m当たり



全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門紙です。農政解説・農業経営に関する情報や、暮らしに役立つ話題を農業者の視点からお届けします(毎週金曜日・月4回発行、700円/月)。



農業者年金は、国民年金に上乗せできる農業者のための公的年金です。
通常加入要件は①60歳未満 ②国民年金第1号被保険者 ③年間60日以上農業に従事です。
○保険料は2万円から6万7千円まで加入者が自由に選択できます。
○税制面で大きな優遇措置あります。(支払った保険料は全額社会保険料控除の対象になります。)